

貼用印紙・予納郵券・提出目録等一覧表

静岡地方裁判所本庁(平成26年4月1日改定)

申立書別 (貼用印紙額)		郵券種類・枚数	各種目録・枚数等
訴状		500円×10, 100円×10, 82円×10, 52円×5, 20円×10, 10円×10, 5円×5, 1円×20 合計7,425円 ・当事者1名増すごとに, 500円×4, 52円×2, 20円×2(1,072円×2組(計2,144円))を追加	※郵便切手ではなく, 郵便料を民事予納金(保管金)で納付していただく際の金額は7,000円(当事者1名増すごとに2,000円を追加)。 ※ただし, 送付嘱託手続をとる際など, 別途返信用郵券を予納していただくことがあります。
控訴状		500円×8, 100円×6, 82円×10, 52円×5, 20円×10, 10円×10, 1円×20 合計6,000円 ・当事者1名増すごとに, 500円×4, 52円×2, 20円×2(1,072円×2組(計2,144円))を追加 ◎附帯控訴 ・相手方1名の場合 500円×4, 52円×2, 20円×2(1,072円×2組(計2,144円)) ・相手方1名増すごとに, 500円×2, 52円×1, 20円×1(計1,072円)を追加	※郵便切手ではなく, 郵便料を民事予納金(保管金)で納付していただく際の金額は6,000円(当事者1名増すごとに2,000円を追加)。
抗告状		500円×4, 82円×2, 50円×2, 20円×4, 10円×4, 5円×2, 1円×6 合計2,400円・・・一般(相手方なし) 500円×8, 82円×2, 50円×4, 20円×4, 10円×3, 5円×2, 2円×5, 1円×6 合計4,500円・・・民事執行・借地非訟 500円×4, 100円×4, 82円×5, 20円×20, 10円×25, 2円×10, 1円×20 合計3,500円・・・DV事件 ・当事者1名増すごとに, 上記の「一般」の組合せ(2,400円分)を1組追加 ・再抗告の場合, 上記のほか当事者1名につき1,072円(500円×2, 52円×1, 20円×1)を追加	
上告等	上告提起 上告受理申立て 特別上告提起	1,000円×2, 205円×10, 100円×6, 82円×5, 52円×2, 20円×12, 10円×12, 5円×12, 1円×16 合計5,600円 ・当事者1名増すごとに, 500円×2, 205円×4, 100円×2, 82円×2, 52円×1, 20円×1, 10円×3, 5円×2, 1円×14(計2,310円)を追加	
	特別抗告提起 抗告許可申立て	500円×2, 205円×1, 100円×3, 82円×3, 20円×10, 10円×11, 5円×5, 1円×14 合計2,100円 ・当事者1名増すごとに, 上記の額(計2,100円)の組合せを1組追加 ・特別抗告提起, 抗告許可申立ての両方を申し立てる場合, 特別抗告提起, 抗告許可申立てのそれぞれに必要な	
破産 債務者申立 個人(1,500円 免責分含む) 法人(1,000円) 債権者申立(20,000円) 免責のみの申立(500円)		管財(自己・準自己申立て) 82円×(債権者数+債務者数+20), 10円×(債権者数+債務者数+10) 管財(債権者申立て) 82円×(債権者数+債務者数+10), 10円×(債権者数+債務者数+10), 申立書等副本送達費用(重量に応じた郵便切手) 同時廃止 82円×{(債権者数×2)+20}, 20円×10 免責(債権者が破産の申立てをした場合。ただし, 同時廃止事案を除く) 82円×(債権者数+10), 10円×(債権者数+10), 1,072円(500円×2, 52円×1, 20円×1)×2組	管財事件—申立書等副本1通 債権者申立—申立書等副本2通 要登記—物件目録6通 陳述書
再生 (10,000円)	民事再生	392円×10組, 82円×{(債権者数+債務者数)×2+10}, 10円×10	
	個人再生	82円×{(債権者数×3)+5}, 20円×(債権者数×2), 10円×(債権者数×3)	個人再生委員選任事件—申立書及び陳述書等各副本1通
会社更生 (20,000円)		事案による	
保全処分 (2,000円) ほか	動産	1,082円(500円×2, 82円×1)×債務者数 ただし, 執行官による同時送達の場合は不要	当事者目録・物件目録・請求債権目録—各当事者数+1 (仮処分は債権目録不要)
	不動産	1,082円(500円×2, 82円×1)×債務者数 ただし, 要登記の場合, 522円×1組, 570円×1組(添付登記簿謄本の重さを考慮)を追加	当事者目録・物件目録・請求債権目録—各当事者数+2 登記用権利者・義務者目録, 同物件目録—各2 登録免許税—債権額(仮処分は評価額)×1000分の4
	債権	1,130円×1組, 1,082円×1組, 512円×1組, 82円×2, 10円×1 合計2,898円 第三債務者1名増すごとに, 1,130円×1組, 512円×1組, 82円×1を追加 ※ いずれも陳述催告の申立てをする場合 債務者1名増すごとに, 1,082円(500円×2, 82円×1)を追加	当事者目録, 請求債権目録, 仮差押債権目録—各4通
	担保取消	担保事由消滅の場合(民訴79Ⅰ)・・・1,072円×1組 担保権利者同意の場合(同79Ⅱ)・・・82円×1 権利行使催告の場合(同79Ⅲ)・・・1,072円×2組	担保権利者同意の場合 同意書, (印鑑証明書)
	取下	92円×(債務者及び第三債務者数) 登記抹消を要する場合, 522円×1組, 512円×1組を追加	登記用権利者・義務者目録, 同物件目録—各2 登録免許税—1000円×筆数(区分所有建物の場合は, 敷地の数を筆数に加算)
労働審判		1,072円×1組, 100円×5, 82円×5, 20円×10, 10円×10, 5円×5, 1円×10 合計2,317円	申立書の写し—相手方の数+3通
配偶者暴力等に関する保護命令 (1,000円)		100円×14, 82円×1, 52円×1, 10円×5, 1円×10 合計1,594円	
商事非訟 (1,000円)	清算人選任	820円(82円×10)×(申請人+清算人)	
	重要書類 保存者選任	820円(82円×10)×(申請人+保存者)	
不動産競売 (4,000円)		92円×1(保管金提出書送付費用。郵送申立ての場合) 予納金(郵便料を含む。)は, 不動産2筆まで60万円, 1筆増すごとに5万円ずつ追加	担保権, 被担保債権, 請求債権目録—10通 当事者目録—1通 物件目録—2通 不動産登記簿謄本, 公課証明—原本のほか写し2通 公図写し, 物件案内図, 建物図面—各2通 登録免許税—請求債権額×1000分の4
債権執行 (4,000円)		500円×5, 100円×1, 82円×2, 50円×1, 10円×8, 2円×2 合計2,898円 ただし, 執行費用として請求できる額2,816円(※平成26年3月中は2,740円) ・第三債務者1名増すごとに, 500円×3, 100円×1, 82円×1, 10円×4, 2円×1(計1,724円)を追加 ただし執行費用として請求できる額1,642円(※平成26年3月中は1,600円) ※いずれも陳述催告の申立てをする場合 ・債務者1名増すごとに, 1,082円(内訳500円×2, 50円×1, 10円×3, 2円×1)を追加 ただし, 執行費用として請求できる額1,082円(※平成26年3月中は1,050円)	当事者目録, 請求債権目録, 差押債権目録—各4通